

大阪市告示第270号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年3月23日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年3月30日（月）	

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年3月1日（日）
	令和8年3月3日（火）から同月8日（日）まで
	令和8年3月10日（火）から同月15日（日）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年3月17日（火）から 同月20日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年3月21日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和8年3月22日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和8年3月24日（火）から 同月27日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
令和8年3月28日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
令和8年3月29日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
令和8年3月31日（火）	午前9時から 午後9時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）